



重度障がい者（児）等のみなさ

通院治療のための 渡航費助成制度

<p>対象者</p>	<p>✳️対象者（児）となるのは、宮古島市に住民票があり、宮古島市以外の医療機関で障がい等に起因する通院治療の必要があると主治医から認められた下記①～④に該当する方です。</p> <p>①重度障害者（児）…………… ・身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 ・療育手帳A1またはA2をお持ちの方 ・精神保健福祉手帳1級をお持ちの方</p> <p>②育成医療の対象児……… ・育成医療の受給者証をお持ちの方</p> <p>③障害者総合支援法の対象疾病の診断がある18歳未満の方</p> <p>④身体障害児…………… ・身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方</p> <p>※指定難病の受給者証、もしくは小児慢性特定疾患受給者証をお持ちの方は、「難病等に係る渡航費等の一部助成制度（健康増進課）」をご利用ください。</p>
<p>助成内容</p>	<p>✳️下記①～③を、年間3往復分まで助成します。また、①航空運賃、②宿泊費については、認められた場合のみ付添人1人分を加えて助成します。</p> <p>①渡航運賃（上限額13,000円）</p> <p>②宿泊費（1泊あたり上限額8,000円）※ただし、医療機関への受診が1日限りの場合は、前泊と合わせて2泊分まで（最大3泊まで）</p> <p>③航空機内でのストレッチャー及び酸素ボンベの使用料</p>
<p>必要書類</p>	<p>✳️申請する際には、下記①～⑦の書類が必要になります。</p> <p>①申請書（様式第1号）※主治医意見書の記載があること</p> <p>②金額記載のある航空券※金額記載がない航空券をお持ちの場合は、領収書と併せてご提出ください</p> <p>③障害者手帳の写し</p> <p>④振込先口座の写し</p> <p>⑤宿泊施設の領収書※2泊以上された場合は、1人あたり泊ごとの金額明細が記載された領収書をご提出ください</p> <p>⑥受診した医療機関の領収書</p> <p>⑦ストレッチャー及び酸素ボンベの領収書</p>
<p>留意事項</p>	<p>✳️申請の有効期間は、原則6ヶ月です。</p> <p>✳️付添人への助成は、1人分までです。</p> <p>✳️助成は、3往復までです。</p> <p>✳️島内に主治医がいる方は、島外へのご出発前に「申請書（様式1号）」にある『主治医意見書欄』を主治医に記入してもらう必要があります。</p>

